

子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の中止と検診体制の刷新，接種者
全数健康調査を求める意見書

子宮頸がん予防ワクチンは，平成25年4月1日より予防接種法に基づく定期接種の対象となった。しかし，同年6月14日に開催された平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会，平成25年度第2回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において，ワクチン接種後にワクチンとの因果関係を否定できない副反応が見られたことから，国民に適切な情報提供ができるまでの間，定期接種を積極的に勧奨すべきでないとされ，明確な判断が示されないまま，4年が経過している。

平成29年5月11日の参議院厚生労働委員会において厚生労働省は，平成28年11月までの子宮頸がんワクチン接種による副反応疑い報告件数は3,026件，うち重篤なものは1,675件と答弁しているが，因果関係の証明が困難なため医療体制，救済制度の推進がされず，多くの関係者が現在も苦しんでいる。

また，子宮頸がん予防ワクチンには，免疫反応を高めるための特殊な化合物が添加されているため，ワクチンを安心して使えるようにするためには，副反応に関する事実を検証するべきである。

よって，国会及び政府におかれては，次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの安全性や接種後症状発症の機序，治療体制が確立されるまで定期接種を中止とし，現行の検診体制を，子宮頸がんによる死亡者を減らす有効な手段となるよう刷新すること。
- 2 子宮頸がん予防ワクチン接種者の全数調査を行い，国民が安心してワクチンを接種できる情報と環境を整えること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月23日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

内閣総理大臣 } あて
厚生労働大臣 }